平成２４年（フ）第２０２号
新潟市東区新松崎２丁目７番16号、前住所新潟市東区船江町１丁目17番44号　パサージュＩ　101号
債務者　澁谷　幸一
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０６号
新潟市西区上新栄町５丁目10番23号
債務者　木村　文子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２１号
新潟市中央区入船町１丁目3653番地
債務者　菅野ノブ子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
石川県輪島市町野町川西イ部150番地
債務者　高野　雅史
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第２７号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字７番地
債務者　土幸　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１６４０号
大阪市東淀川区大隅２丁目３番31号　マンション華202号
債務者　髙橋　晴美
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４２号
大阪市旭区赤川２丁目10番22号
債務者　前田アヤ子（旧姓昆田）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５９３号
大阪府豊中市曽根西町４丁目５番20―203号
債務者　山口　　将
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２８号
大阪市住之江区新北島５丁目２番28―308号
債務者　松山佳世子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８０号
大阪市西成区太子１丁目１番７号　マンション立花410号、前住所大阪市此花区春日出南２丁目10番１号
債務者　小濵　行高
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１３号
大阪市北区同心１丁目５番８号聖和ビル505号室
債務者　大森博行こと　李　　博行
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１８号
大阪府茨木市天王１丁目３番24号　新和ハイツ515号室、住民票上の住所大阪府茨木市天王１丁目３番24号
債務者　髙松　美香（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２４号
大阪府大東市南津の辺町16番69号
債務者　奥野　　茂
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３７号
大阪市東淀川区豊里７丁目32番11―508号
債務者　山口　新二
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４６号
大阪府摂津市新在家２丁目31番24―９号
債務者　古閑　照正
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５３号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目９番14号
債務者　佐藤容碩こと　左　　容碩
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３５９号
大阪市東淀川区西淡路５丁目14番６―504号
債務者　平野　嘉子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部